

【ご利用料金表】（介護保険） 令和3年4月1日～



TEL 56-4905

<訪問看護による訪問>

| 所要時間 | 要介護1～5 | 要支援1・2 |
|------------------------------------|-------------------|------------------|
| 訪問看護2（30分未満） ※准看護師(90/100) | 470単位 ※423単位 | 450単位 ※405単位 |
| 訪問看護3（30分以上60分未満） ※准看護師(90/100) | 821単位 ※739単位 | 792単位 ※713単位 |
| 訪問看護4（60分以上90分未満） ※准看護師(90/100) | 1125単位 ※1013単位 | 1087単位 ※979単位 |

<理学療法士・作業療法士による訪問>

| 所要時間 | 要介護1～5 | 要支援1・2 |
|---------------|--------|--------|
| 訪問看護 I 5（20分） | 293単位 | 283単位 |
| 訪問看護 I 5（40分） | 586単位 | 566単位 |
| 訪問看護 I 5（60分） | 791単位 | 764単位 |

<その他の加算>

| | |
|-------------------|-------|
| ① 初回加算 | 300単位 |
| ② 退院時共同指導加算 | 600単位 |
| ③ サービス提供体制強化加算 II | 3単位 |

①初回の訪問看護を行った月に加算されます。

※ 要支援から要介護、要介護から要支援に区分が変更になった場合も加算されます

②診療所又は介護老人保健施設に入所中、退院・退所するにあたり訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った後、初回の訪問看護時に加算されます。

④ 看護師の訪問の際は1回につき、理学療法士等の訪問の際は20分1回の算定となります。

※ 1単位10円

※ 介護保険ご利用での自己負担金額は、介護保険負担割合証で定められた額となります。

※ 特定疾患医療受給者証をお持ちの方は、自己負担額が自己負担上限額までとなります

※ 理学療法士等が利用開始の月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合1回につき5単位を減算。